意見書案第８号

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書

標記の意見書を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

平成２４年６月２９日

逗子市議会議長　眞　下　政　次　殿

逗子市議会議員　橋爪　明子
同　丸山　治章
同　君島　輝一郎
同　原口　洋子
同　加藤　秀子

（別紙）

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書

高齢化率の増加などに伴い医療費はますます増加し、近年の経済不況に伴う失業者の増加などにより、市町村の国民健康保険事業（以下「国保」という。）の財政は深刻な状況にある。この状況を放置すれば国民皆保険制度の最後の砦である国保は崩壊し、我が国の医療保険制度、ひいては地域医療も維持できなくなる。

国保は、年齢構成が高い、医療費水準も高い、無職者・失業者・非正規労働者等の低所得者が多く所得水準が低いなど、他の被用者健康保険制度に比べ保険料負担が重いなどといった構造的な問題を抱えている。

しかし、１９８４年までは「かかった医療費の４５％」が国庫負担であったものが、それ以降「保険給付費の５０％」、つまり、かかった医療費の３８．５％に引き下げられ、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合は、現在では３割に減っている。このため市町村は、一般会計からの法定外繰入れを余儀なくされ、国保財政は恒常的に厳しい状況となっている。

国保は、「社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」（国保法第１条）を目的とし、日本国憲法第２５条に規定された国民の生存権を医療面で具体化した制度である。

国保を将来にわたり持続可能、かつ、法の目的を達成する制度とするためには、国が更なる財政基盤の拡充・強化を図り、実効ある措置を講じることが喫緊の課題である。

よって、逗子市議会は、国会及び政府に対して、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、国庫負担割合の引上げを行うこと、また、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年６月２９日

逗　子　市　議　会